

村井椿寿(琴山)著『漫遊説』

松崎 範子

熊本大学医学部同窓会「熊杏会」

受付：平成29年3月24日／受理：平成29年12月14日

要旨：吉益東洞門下を代表する古方派医師である村井椿寿(琴山)は、享保18年(1733)、肥後熊本藩の城下に生まれ、文化12年(1815)没。宝暦6年(1756)に藩立医学校「再春館」が創設されると、父見朴を支えて基礎を築いた。しかし同12年、熊本における永富独嘯庵・亀井南冥・合田求吾との出会いにより、医学校を辞して京の吉益門下となる。ところが椿寿は、生涯の大半を熊本の地で過ごし、診療と医学教育に捧げている。本稿で取り上げる『漫遊説』は、晩年期に門人に対して永富独嘯庵の人生を例にとり、医学修業における遊学の心構えを説いたものである。椿寿は目的を持たずに漫遊する者に、学をなし、業を成した者はいないと論ず。これは医学教育の功績を認められて藩医となった椿寿の心構えでもあった。

キーワード：村井椿寿(琴山)、永富独嘯庵、漫遊、熊本藩、医学修行

1. はじめに

吉益東洞門下を代表する古方派医師として知られる村井椿寿(琴山)は、師の学門を引き継ぐ医学書だけでなく、様々な著書を残している。その一つが、熊本大学医学部同窓会「熊杏会」が所蔵する『漫遊説』である。本稿はこの『漫遊説』をもとに、吉益門下にありながらも京に身を置くことなく、熊本で藩医としての道を貫いた椿寿の理念を探ることを目的とするものである。

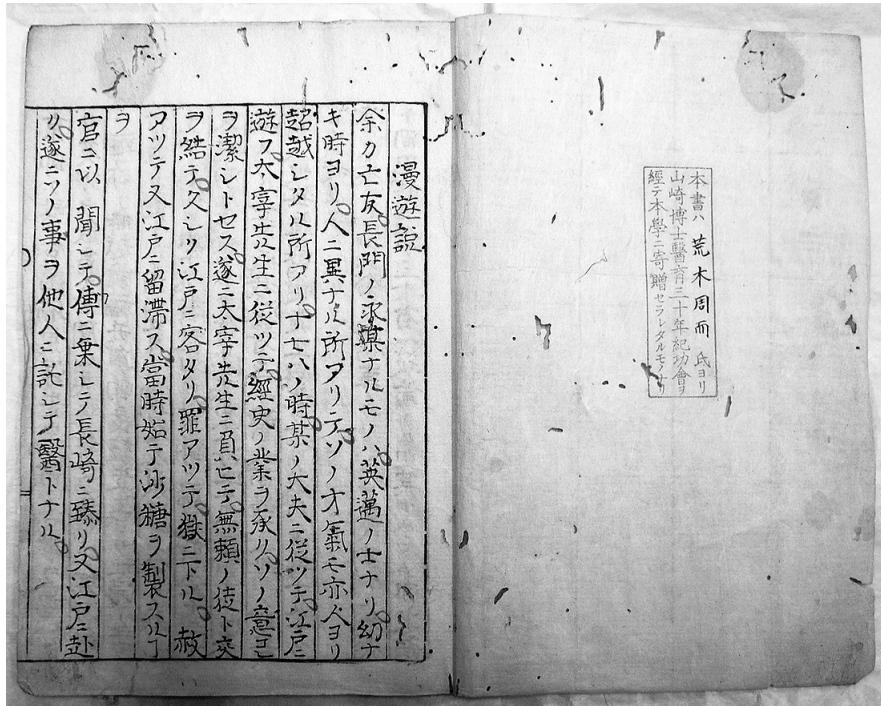
村井椿寿は享保18年(1733)、町医村井見朴の長子として肥後熊本藩の城下、新鍛冶屋町で生まれた。椿寿は通称で、名は「ちゆん椿」、号が「琴山」である。熊本藩士の「先祖附」¹⁾には「椿寿」として記載されている。

宝暦6年(1756)に熊本藩は、全国に先駆けて医学校「再春館」を創設した。その初代教授(師役)が椿寿の父見朴で、元文年間(1736-41)に見朴が開いた家塾「復陽洞」が「再春館」の母体である。しかし見朴は宝暦元年8月に眼を患い失明していたため²⁾、父を支えて実質的に「再春館」の基盤を固めたのは椿寿であった。

見朴が宝暦10年11月に死去すると、椿寿はその跡を継いで同12年2月に「再春館」の師役となるが、一年もたたず同年12月には病気を理由に辞している。しかし町人身分の村井家において椿寿は、寛政8年(1796)に「家業學術拔群」「門生も多、療治数十年無怠慢致出精」という理由で、100石を拝領して藩医となり、子孫も藩医の身分を継承した。

椿寿が「再春館」に戻るのは、享和3年(1803)のことである。それも領内の医師を指導する「医業吟味役」としてで、文化12年(1815)に83歳で死去するまで、椿寿は医業・教育を糧として、家塾で門人の指導につとめながら医学書の執筆に励んだ。

これまでの研究において、村井椿寿の出自と学風・業績については、大塚恭男氏の解説がもっとも詳しい³⁾。しかし経歴については「東洞に師事するにあたっては偶発的な要素が介在していたようである」「中年になってからは医名が急に上がり、遠近を問わず多くの患者が治を乞うようになった」との記述にとどまる。父見朴とともに熊本藩の医学教育の基礎を築いたことについても、



『漫遊説』 熊本大学医学部同窓会「熊杏会」所蔵

特に触れていない。

また藩の医学校「再春館」を中心に村井家の医学教育についてまとめた論考はあるものの⁴⁾、やはり椿寿が吉益門下となったいきさつや、人生の大半を熊本の地で過ごし、診療と医学教育に励んだ理由については説明がない。

本稿で取り上げるのは『漫遊説』である。類似する書名の書物として、永富独嘯庵の『漫遊雑記』が知られているが、この二つの書物は全く無関係ではない。山脇東洋門下の古方派医師である永富独嘯庵⁵⁾とは、長崎で吉雄耕牛に学んだ経験を『漫遊雑記』にまとめて後世に大きな影響を与えた人物で、椿寿は独嘯庵の生き方に深く影響を受けて本書をまとめているからである。

そこで記述においては、先に、翻刻文をもとに独嘯庵の実践した「漫遊」に対する椿寿の藩医としての考えを明らかにする。そのうえで『漫遊説』は新出の貴重な資料であるので、全文を翻刻して紹介することにした。

なお『漫遊説』の原本について補足すると、村

井家の御子孫が所蔵していたが、第二次世界大戦の空襲で焼失した。本書は、村井椿寿の門人である荒木氏が、文化6年(1809)に椿寿の家塾「原診館」で謄写していたものである⁶⁾。

2. 「漫遊説」の内容

本書の成立は、5丁表にある「去年、文化改元」という文言から、文化2年(1805)椿寿が73歳の時ということがわかる。まずは椿寿が本書に記した内容について、原文の紙面に従い概括的に説明するが、本文のなかで度々登場する「永某ナルモノ」が、永富独嘯庵であることを先に断っておく。

本書は表紙と裏表紙を含めて、全19丁からなっている。その2丁表から同裏にかけて最初に記されていることが、椿寿が「英邁ノ士」と評する永富独嘯庵の略歴である。引き続き2丁裏後半から3丁裏にかけて椿寿と独嘯庵の出会いと両名を取り巻く人間関係、4丁表から5丁表には独嘯庵死後の残された家族の状況が、5丁表から6丁裏後

半は生前の独嘯庵と椿寿の対話内容である。

そして7丁表以降が、本書のテーマである「漫遊」に対する椿寿の見解である。ここでは、椿寿が孔子・朱子・伊藤仁斎・吉益東洞の文章や、史記をまとめた司馬遷の生き方を例にとり、かつ父母・肉親の問題から短命に終わった独嘯庵の生涯について意見を述べたうえで、13丁表末尾から当時盛んに行われていた「漫遊」という遊学の有り方について、椿寿の主張が始まる。14丁裏からは特に藩士の漫遊について、椿寿が考える「公事」と「漫遊」との違いを説明し、16丁裏末尾から再び独嘯庵父子の生涯を例に、門人に「漫遊」に対する心構えを説く。以上が全体構成である。

3. 村井椿寿と永富独嘯庵を取り巻く 交遊関係

次に『漫遊説』に記された内容について検討するために、先に取り上げた永富独嘯庵とともに、本書に登場する太宰春台⁷⁾・山脇東洋⁸⁾・奥村良筑⁹⁾・亀井南冥¹⁰⁾・吉益東洞¹¹⁾・合田求吾¹²⁾という、近世中期の著名な医師や儒学者の交遊関係について説明する。

独嘯庵は山県周南・服部南郭・太宰春台に儒学の教えを受けたが、医学は京の山脇東洋に師事して、東洋の命により福井の奥村良筑に吐方の教えを受けた。亀井南冥は吉益東洞に入門したがすぐに辞去し、その後独嘯庵に師事して独嘯庵の三傑の一人と称され、九州で「肥に椿寿あり。筑に南冥あり」と並び称された人物である。

また合田求吾は、江戸の望月三英や京都の山脇東洋らに学んで、東洋と弟の清水敬長が翻刻した『外台秘要方』の校正に携わった。椿寿は宝暦9年に山脇東洋に書簡を出して知己を得ていたが、同12年に東洋が死去したため、吉益東洞の門に入った。この時、東洞との仲介をしたのが求吾である。椿寿が上梓した『医道二千年眼目編』自序に、宝暦13年に「千里独行、笈ヲ負フテ東ノ方京師ニ遊フ、讃州友人合田求吾ヲ紹介トシテ、東洞先師ニ謁ヲ請フ、先師コレヲ許ス」と記している。

では村井椿寿・永富独嘯庵・亀井南冥・合田求

吾の4名は、どのように出会ったのだろうか。これについては本書の2丁裏から3丁表にかけて、山脇東洋が「永某ナルモノヲシテ、我カ藩ニ来ラシメテ、余カ医事ヲ試ミシム、永某ナルモノ、余ト同甲、時二年三十有一、筑前ノ亀某ナルモノ、亦永某ナルモノニ從ツテ来ル」「時ニ讃州ノ合某ナルモノモ亦同時ニ余ヲ問フ」「医談多日、此時余モ亦吐湧ノ法ヲ聞ク、永某二子ト同ク長崎ニ遊フ、数日シテ、西肥ヨリ二筑二豊ヲ歴テ郷国ヲ過キ、又京師ニ至ル、此時東洋先生已ニ没ス」とある。

これらの内容から、山脇東洋が椿寿と書簡のやり取りをしていたことで、独嘯庵に椿寿の医事をみてるようにとの東洋の指示のもと、肥後へ立ち寄ったことが判明する。この時独嘯庵は南冥と連れ立って来たが、折しも長崎から讃岐へ戻る合田求吾も肥後に立ち寄ったことで、一同が熊本で集合した。そして求吾の勧めで、一行は長崎に向かうこととなった。宝暦12年春のことである。

この時期の椿寿はといえば、宝暦9年に刊行された吉益東洞の「医断」に強い衝撃を受けていた。3名から聞く「吐湧ノ法」の話に深く感銘を受けると、長崎へ向かう独嘯庵と南冥に同行して数日滞在し、そして京へと戻る独嘯庵に同行したのである。しかし同年8月に東洋はすでに死去していたため、入門は叶わなかった。

そこで椿寿は急ぎ熊本に戻ると、同年12月に再春館を辞して、翌13年再び京へと向かい、熊本での縁から合田求吾の計らいで京の吉益東洞門下となることができ、独嘯庵とも再会できたのである。本書の3丁表にこの時の様子を次のように記している。「此時永某ナルモノ、瘵ヲ患ヘテ、病ヲ浪花ノ僑居ニ養フ、余遂ニソノ病ヲ問フテ、ソノ僑居ニ至ル、談話数日、手ヲ把ツテ相泣ク、五月朔、別ヲ告テ西歸ス、骨肉ノ親ニ離ル、カ如シ、嘘唏言フ事能ス」と。

ここには、椿寿が浪花で独嘯庵と再会した時にはすでに病に臥しており、数日談話した後、椿寿は明和元年（宝暦14、1764）5月1日に熊本への帰路に着くのであるが、別れの際には骨肉の親から離れるごとく言葉がなかったと記している。こう

した椿寿を取り巻く著名な医師との交遊関係が、本書によって明らかとなる。

4. 村井椿寿の研究と教育

永富独嘯庵の宝暦12年長崎での成果は、2年後の明和元年8月に『漫遊雑記』として刊行された。序文は宝暦13年5月に門人亀井南冥が書いているので、椿寿が京で吉益東洞に会い、浪花で病に伏す独嘯庵を見舞った時には、すでに『漫遊雑記』は完成していたことになる。しかしこの書の上梓から約1年半後の明和3年(1766)3月5日に、独嘯庵は35歳の若さでこの世を去った。椿寿は熊本で訃音を受け取る。この時のことを「ソノ書ヲ執ツテ、タ、哭スルノミ」(3丁表)と記している。

吉益東洞との関係については『医道二千年眼目』自序で、椿寿は明和元年5月に熊本に戻る際に、上梓されたばかりの『方極』と『類聚方』を持ち帰ったという。そして同6年にも京の吉益東洞の塾に学ぶ。すると東洞のもとで早速『医事或問』の校策にかかり、『類聚方』の校策にも参加したという。東洞は安永2年(1773)に死去するが、椿寿は明和5年(1768)に『葉量考』、安永4年に『方極刪定』、天明7年(1787)に『葉徴統編』と、次々に著書を上梓していった。

椿寿の著書は多いが、とりわけ代表的なものとしては『類聚方議』(成立年不明)と、医に関する考証及び論説を集めた『医道二千年眼目編』(文化4, 1807年刊)があげられる。また『和方一千方』は、天明元年(1781)に自序を、享和2年(1802)に凡例を書いて、翌3年に前編を幕府に献上したものである。

熊本における教育活動としては、安永元年(1772)に父見朴が作成した医学校の規則『再春館会約』の解説書として『再春館学規会約刪定解』をまとめる。そして見朴以来の家塾の名称「復陽洞」を、藩士となって2年後の寛政10年(1798)に「原診館」と改称して、引き続き診療活動に励み、医学教育に専心した。

5. 「漫遊」に対する村井椿寿の意見

では本書のテーマである村井椿寿の考える「漫遊」について、『漫遊説』のなかに記されている以下の文言から検討を試みる。

椿寿が本書で問題としているのは、「今海内漫遊ノ士、及ヒ医人ノ官ニアルモノ、永某カ跡ヲ蹈ンテ、コレニ倣フモノ多、我カ藩ニモソノ人ナキニアラス」(17丁表)ということである。『漫遊説』が記された文化2年(1805)ごろには、当時の風潮として全国的に独嘯庵に倣い、医人の官(藩医)である者にも漫遊をする士が多かったが、この傾向は熊本藩でもみられた。では椿寿の考える「漫遊」の定義とは何か。これについては次の文章で知ることができる。

「公事ヲ奉シテ、四方ニ使スル事ハ、コレヲ遊ヒト謂フヘカラス、遊ハ私ノ事ナリ、遊ハイマ仕ヘサルモノ、事ナリ」(4丁裏)

「凡ソ遊トハ、私ノ事ナリ、故ニ近遊ト云、臣タルモノ、ソノ君ノ為メニ、四方ニ使ス、コレ有事ナリ、コレヲ遊ト謂フヘカラス、コレ公事ナリ」(14丁裏)

ここで椿寿は、「漫遊」とは私事であり、「公事」とは家臣として主君のために仕えることであって、漫遊と公事とは学問をするうえで目的が異なるという。

正式に藩の命を受けて学問をするのであれば、「他ノ藩ニ漫遊スル時ハ、必スソノ両藩ノ関門ノ出入、豈ニコレソノ本藩ノ府命ノ券書アラシヤ」(16丁表)と、正式に双方の藩の許可を得て師家の門をたたくべきである。「府命」つまり藩の指示がなく、個人の都合で出かけるのが「漫遊」である。椿寿は医学教育に長年携わった経験から、漫遊する者に学を成し、業を成した者を見たことがない(16丁裏)として、遊学するには目的があるべきであると説く。

つまり「漫遊」とは私事であり、藩が許可をして出かける「公事」とは異なると、漫遊についての心構えやあり方を藩医の立場から意見を述べた

のが、本書における椿寿の主張である。

ところで、本書では「漫遊」に対する戒めの文言が続くが、椿寿は遊学を完全に否定している訳ではないことを最後に確認しておきたい。「我カ学業ニ益アラハ、コレモ亦憎ムヘキニアラス」(16丁裏)と、自らの学問を磨くためであれば否定しないと記す。これは自らの経験から出た言葉であろう。

6. 結 語

以上の内容から、村井椿寿が『漫遊説』をまとめた意図として、永富独嘯庵の生涯から得た教訓を門人に伝えることにあったことが明らかとなる。村井椿寿は宝暦10年から同12年にかけて、父の死と「再春館」師役の辞職という、人生における一大転機を迎えていた。こうした状況のなかで同13年に京に行き吉益東洞に師事したのであるが、その後の椿寿は郷里の熊本で診療と医学教育に人生のすべてを捧げた。

ところで父見朴と椿寿が築いた医学校「再春館」とはというと、宝暦6年(1756)12月に創設されてから15年後となる明和8年(1771)12月には場所を城下の藩庁奉行所の近くに移転する。この頃の「再春館」では、講義を聴く者の減少が問題となっていた。

すると熊本藩の奉行衆の一人である斎藤権之助は、「村井椿寿は当時日本に珍敷人と何れの国の者も申」「椿寿儀御国中は勿論、他国よりも多く門人に相成度段申参候」「椿寿を只今通に被為御差置候而は他邦之者より椿寿を相尋候時分何とも無申訳」「再春館教授に被為仰付」と椿寿を高く評価する文言を連ねて、椿寿を藩士へ登用すべきという上書¹³⁾を藩に提出している。椿寿は医師として、教育者として藩からも評価され、寛政8年(1796)に知行を得て藩医となることができた。そして椿寿の子孫は、明治維新で廃藩を迎えるまで藩医の身分を継承することとなったのである。

つまり村井椿寿著『漫遊説』は、藩主の御匙役が主であった近世前期の藩医から、藩の医学教育を担うまでに医師としての能力を高めると藩士にもなることができるという、近世中期以降に出現

する新たな藩医の心構えが記された、貴重な資料といえるであろう。

註

- 1) 永青文庫所蔵、熊本大学附属図書館架蔵「細川家文書」の「先祖附」(番号;南東56)。なお村井椿寿に関する史料で註記のないものはすべて、山崎正董。肥後醫育史。熊本:鎮西医海時報社;1929,前同。肥後醫育史補遺。前同;1931,および武藤巖男。肥後先哲遺蹟正編。東京:隆文館;1911。p.243-248の村井椿寿の項収録の史料による
- 2) 見朴失明の理由・死亡年月は、椿寿が記した「先考復陽洞先生邨井府君行状」(前掲。肥後醫育史。P.15-23)による
- 3) 大塚敬節・矢数道明編。村井琴山(近世漢方医学書集成31)。東京:名著出版;1981。p.5-14
- 4) 浜田善利。村井家と肥後の医学教育。日本医学史雑誌。1991;37(4):535-566
- 5) 享保17年(1732)生、明和3年(1766)没。百姓の家に生まれ、延享元年(1744)赤間関の医者永富友庵の養子となる。寛延4年(1751)年京都に出て山脇東洋に入門。次いで越前府中藩医、奥村良竹について吐方を学ぶ。後に西国を漫遊し、長崎で吉雄耕牛に学ぶ。この経験をまとめて『漫遊雑記』を著す。宝暦12年(1762)大坂で開業。門人に亀井南冥、小石元俊、小田享叔らがいる
- 6) 本書は、荒木氏旧蔵書の一冊である。荒木元翰は文化5年から同9年にかけて、原診館で書写をした。荒木氏は先祖元節以来、再春館創設以前から明治に至るまで村井家塾の門人であった
- 7) 延宝8年(1680)生、延享4年(1747)没。信濃の人。儒学者、荻生徂徠の弟子。特に経世学の発展に貢献した。著書に『経済録』など
- 8) 宝永2年(1705)生、宝暦12年(1762)没。京都の医官山脇家の養子。古医方を学ぶ一方で太宰春台らと交わり、徂徠学の感化を受ける。人体の構造について古典の記述に疑問をもち、宝暦4年京都で刑死体の解剖を観察、同10年日本最初の実証的解剖所見書『蔵志』を刊行
- 9) 貞享3年(1686)生、宝暦10年(1760)没。越前府中藩医。京都で後藤昆山や並河天民の医説を聴講して古医方を志し、吐法治療に新境地を開いた。門人の永富独嘯庵や荻野元凱に受け継がれた
- 10) 寛保3年(1743)生、文化11年(1814)没。古学を荻生徂徠・僧大潮に学び、古医方を永富独松庵に学んだ。寛政7年(1778)福岡藩の儒医となり、福岡藩儒として藩学を築いたが、同10年福岡藩寛政異学の禁で失意の晩年を過ごした。藩主の治国の参考のため、熊本藩の宝暦の治績を『肥後物語』としてまとめた

- 11) 元禄15年(1702)生, 安永2年(1773)没. 広島の人. 古医方を研究して万病一毒の説を立てた. 実験を重んじ, 実証的な医学研究の道を開く. 著書に『医事或門』『類聚方』『藥微』など
- 12) 享保8年(1723)生, 安永2年(1773)没. 讃岐の人. 京で松原一閑齋に古医方を学んだ後, 宝暦6年江戸で望月三英について山脇東洋『外台秘要方』の校正に携わる. 同12年1月長崎に遊学して吉雄耕牛・吉雄蘆風によるオランダ内科書の翻訳をもとに, 『紅毛医言』をまとめた
- 13) 前掲. 肥後先哲遺蹟正編. p.247

参考文献

- 富士川游訳解. 訳解漫遊雑記. 東京: 中山文化研究所; 1940
- 木山芳朋著. 永富独嘯庵. 下関: 下関市教育委員会内永富独嘯庵顕彰会; 1957

＝翻刻文＝

凡例

- ・ 本書を所蔵するのは, 熊本大学医学部同窓会「熊杏会」である.
- ・ 本文は原本通りに翻刻した. ただし旧字・異体字は常用漢字に改めた.
- ・ 改頁部分は翻刻文では改行し, () で位置を示した.
- ・ 改行・闕字や, カタカナのルビは原本通りである.
- ・ 句点は原本の指示にならない, 訂正・挿入についても従った.
- ・ 誤字や判明する人名については傍注した.
- ・ 破損など判読不能な文字は□で示した.

(1丁表, 表紙)

「漫遊説 全」

(2丁表)

漫遊説

余カ亡友, 長門ノ永某(永富独嘯庵)ナルモノハ, 英邁ノ士ナリ, 幼ナキ時ヨリ, 人ニ異ナル所アリテ, ソノ才気モ亦人ヨリ超越シタル所アリ, 十七八ノ時, 某(毛利宗広)ノ大夫ニ従ツテ, 江戸ニ遊フ, 太宰先生(春台)ニ従ツテ, 経史ノ業ヲ承リ, ソノ意コレヲ潔シトセス,

遂ニ太宰先生ニ負ヒテ, 無頼ノ徒ト交ヲ結テ, 久シク江戸ニ客タリ, 罪アツテ, 獄ニ下ル, 赦アツテ又江戸ニ留滞ス, 当時始テ沙糖(砂)ヲ製スル事ヲ官ニ以聞シテ, 伝ニ乗シテ長崎ニ臻リ, 又江戸ニ赴ク, 遂ニソノ事ヲ他人ニ託シテ医トナル,
(2丁裏)

京師ノ医官山脇東洋先生, 医ノ古方ヲ唱ヒ, ヨリ英才ヲ教育スト聞ヒテ, 遂ニ贅ヲ執ツテ, 堀河ノ塾ニ遊フ, ソノ時越前福井(奥村良竹), 奥村良筑先生, ヨク吐湧ノ法ヲ行ヒ, ヨク瓜丁ヲ用ユル事ヲ聞ヒテ, 東洋ノ命ヲ奉シテ, ソノ術ヲ学フ, 業就ツテ京師ニ帰ル, 時二年二十又六, 明年, 余書ヲ作りテ, 東洋先生ニ医事ヲ奉問ス, ソノ書ニ云, 我藩有三千医人, 而無一人医人, 非無医人也, 無真医也, 先生曰, 此子可教, 乃永某ナルモノヲシテ, 我カ藩ニ来ラシメテ, 余カ医事ヲ試ミシム, 永某ナルモノ, 余ト同甲, 時二年三十有一, 筑前ノ(亀井南冥)亀某ナルモノ, 亦永某

(3丁表)

ナルモノニ従ツテ来ル, 時ニ讃州ノ合某(合田求吾)ナルモノモ亦同時ニ余ヲ問フ, 医談多日, 此時余モ亦吐湧ノ法ヲ聞ク, 永某二子ト同ク長崎ニ遊フ, 数日シテ, 西肥ヨリ二筑二豊ヲ歴テ郷国ヲ過キ, 又京師ニ至ル, 此時東洋先生已ニ没ス, 明年, 余京師ニ遊フ, 始メテ東洞ノ塾ニ謁ス, 此時永某ナルモノ, 瘵ヲ患ヘテ, 病ヲ浪花ノ僑居ニ養フ, 余遂ニソノ病ヲ問フテ, ソノ僑居ニ至ル, 談話数日, 手ヲ把ツテ相泣ク, 五月朔, 別ヲ告テ西帰ス, 骨肉ノ親ニ離ル・カ如シ, 嘘唏言フ事能ス, 七月永某ナルモノ, 訃音至ル, ソノ書ヲ執ツテ, タ、哭スルノミ, 浪花ノ生別, 遂

(3丁裏)

ニ生前ノ一別ナリ, ソレ永某ナルモノ江戸ヲ漫遊ノ初トス, 長崎ヲ二トス, 越前ヲ三トス, 然レトモ, 長崎ハ公事ナリ, 越前ハ師ノ命ナリ, 我カ藩ニ来ル, 又師ノ命ナリ, 私事ニアラス, 再ヒ長崎ニ至ル, コレ漫遊ノ第二ナリ, コレヨリ諸邦ヲ遍歴ス, 皆是漫遊ナリ, 乃漫遊ノ著作アリ, 五十年以来, 士タルモノト, 医タルモノト, 漫遊ヲ喜ムモノ, 永某ナルモノヲ以テ祖トス, コレヨリソノ跡ヲ蹈ムモノ, 踵ヲ継ヒテキタル, 毎年数人ニ

下ラス、嗚呼永某ナルモノハ、誠ニ英邁ノ才子、ソノ才氣ヲ負フテ、諸邦ニ漫遊ス、ソノ得ル所ナキニアラス、然リトイヘトモ三十又二ニシテ客死ス、遂ニソ

(4丁表)

ノ志ヲ達スル事能ス、惜ヒカナ、若ソレ今ニシテ世ニアラハ、一十又二ノ春秋ナル時ハ、彼人必ス為スル事アラン、惟客氣ノ為ニ誤レテ、十数年父母妻子ヲ棄テ、ソノ奉養ノ孝ヲ全スル事ナク、ソノ慈愛ノ情ヲ施ス事能ワス、放蕩不羈、躬嘗黴毒ヲ患ヘテ、終ニ勞瘵ノ證ヲ醸シナス、己レ医ヲ業トシテ、我カ毒ヲ逐除スル事ヲ知ラス、三十有二ニシテ、浪花ノ僑居客死ス、病ノ危篤ナル、ソノ妻ソノ二子ヲ携ヘテ、浪花ニ至リ、ソノ病蓐ニ奉ストイヘトモ、不日ニシテ没ス、噫、ソノ妻心疾アリ、二子モ亦幼シ、ソノ妻ハソノ子ヲ携ヘテ郷ニ帰ル、ソノ次子九歳、浪花ノ人ニ託シテ、浪花ニ長ス、

(4丁裏)

ソノ次子長ナツテ、傳寄ヲ作ルニオアリ、近年ソノ作ル所ノ書、今俳優雜劇ノ場ニ重ラレテ、無類ノ子弟、娼妓侏儒ノ為メニ愛セラル、永某世ニアラハ、コレヲ何トカ謂ンヤ、ソノ子本コレヲ余ニ託ス、余コレヲ招ケトモ来ラス、永某ナルモノ（龜井南冥）、高足弟子ノ門ニ遊シテ、ソノ師ノ為メニ吹噓セラレテ、十八九ノ時、五嶋侯ニ仕ス、居ル事十数年ニシテ、ソノ仕ヲ致シテ、同藩ノ某ナルモノ子ヲ養フテ、ソノ嗣トシ、ソノ子ヲ携ヘテ五嶋ノ府ヲ去リ、長崎ヲ過キ、我カ藩ニ来リテ、余ヲ訪ヒ、留滞二三日、又筑後ヨリ筑前ニ至リ、ソノ師ニ謁シ、又ソノ故国ヲ過キ、遂

(5丁表)

ニ浪花ノ弟ヲ問ヒ

京師ヨリ諸藩ヲ遊観シ、江戸ニ至リ、ソノ藩ノ邸第ノ傍ニ寓居シ、儒ヲ業トシ、五嶋優給ノ微ナルニモアラスヤ、文学ト云フヲ以テ、儒業ヲ唱ヘテ、父子ノ二口糊セント欲ス、去年、文化改元、某月某日遂ニ江戸ノ旅寓ニ客死ス、ソノ嗣子イマタ弱冠ナラス、或ハソノ食禄ニ窮乏セルナラン、嗚呼、永某ナルモノハ、余カ心交ノ親友トイエトモ、彼ソノ学フ所ノ道、ソノ道ニアラス、聖賢ノ書ヲ読

ム事、博覧宏識トイヘトモ、ソノ宗トスル所、盖ソノ旨ニアラサラン事ヲ、彼人嘗テ謂ラク、（句点、原文のまま）学者、志也、医者業也、医

(5丁裏)

ヲ業トスルモノ、格言ト謂フヘシ、又以テ医ヲ学フモノ、常ニ服庸スヘキ事ナリ、余モ亦常ニコレヲ誦ス、然ルニ彼人、ソノ志ヲ立テ、コレヲソノ身ノ為メニ修ムル事能ワス、コレヲソノ父母妻子ノ為メニ行フ事ヲ得ス、コレ何ヲ以テ然ルヤ、漫遊ノ為メノ故ナリ、徒ニカノ漫遊ヲ以テ生涯ノ楽地トス、己レ楽地ニ処ストイヘトモ、父母妻子ヲシテ、苦海ニ漂ワシム、ソレコレヲ何トカ謂ンヤ、己レ漫遊スルノミナラス、子弟々子モ亦ソノ嚮ニ倣フモノアリ、家ニ在ツテ父母ヲ安シ奉養スル事ヲ知ラス、又妻子兄弟同居ノ日モ亦浅ク、慈愛ノ道ヲ失フ、二子アリトイヘ

(6丁表)

トモ、道ヲ知ラス、況ヤソノ子ヲ教ユル事ヲ知ラン也、父母モ亦没シ、妻子モ亦流落ス、死後ノ艱難ソノ妻子ニ及フ、豈ニソレコレヲ孝悌忠信、慈愛恭敬ノ教ヲ奉シ、彝倫ノ序ツル所ヲ学フモノト云ンヤ、余ハコレ心交ノ親友タリ、当時コレヲ永某ナルモノニ忠告セサルニモアラス、彼人英邁、豈ニ余カ言ヲ容レンヤ、永某ナルモノ余ニ謂ツテ曰、凡ソ医タルモノハ、彼売薬即ノ如クナラン事ヲ欲ス、余曰、如何、永某ナルモノ、曰、嘗テ売薬即アリ、標榜ヲ掲ケテ霍乱ノ妙薬アリト題セリ、霍乱ノ病ヲ知ルモノ、一二コレヲ買ヘトモ、土俗コレヲ解スルモノ

(6丁裏)

ナシ、売薬遂ニ售ラレス、売薬即ニ教ユルモノアリ、土俗霍乱ノクワ克蘭タル事ヲ解セス、何ソソノ薬ヲ買ンヤ、土俗ハ克蘭ノ病ヲ知ル、何ソクワ克蘭ヲ知ランヤ、売薬即コレヲ聞ヒテ大ヒニ喜ヒ、標榜ヲ金地ニシテ、ハ克蘭ノ妙薬ト題ス、土俗雷同シテ一時大ヒニ行レ、ソノ薬ヲ買フモノ、踵ヲ継ヒテ至ル、吾子若医ヲ以テ行レント欲セハ、何ソ彼ノ東洞翁ヲノミセンヤ、ハ克蘭ノ方ヲセヨ、余黙シテタ、笑フノミ、今ニシテコレヲ念ヘハ、唯山河ノ邈タルヲ嘆スルノミ、孔子曰、父母在時、不遠遊、遊必有方、或ハ云、方ハ、

常ナリ、或ハ云、

(7丁表)

方ハ定所アルノ謂ナリト、此遊ヤ近遊ナリ、遠遊ニハアラス、父母ノ命スル所ナリ、求ルコトアルノ遊ナリ、若ソレ士タルモノ、官途ニ出テ、君命ヲ奉シテ、四方ニ使スル時ニ当ツテハ、此論ニアラス、士タルモノ、豈ニ己レカ身ヲ私ニスルノ道アラシヤ、孔子曰、夫孝始於事親、中於事君、終於立身、コレ士君子タルモノ、道ナリ、永某ナルモノ、如キハ、庶士ナリ、医ナリ、漫遊モ亦可ナランカ、然リトイヘトモ、父母アリ、妻子アラハ、士君子ト又異ナラサランヤ、四十年來、年々漫遊ノ士、及医人ノ來ルモノヲ算フルニ、一年十数人ニ下ラス、多クハコレ永某ナルモノ、跡ヲ踏、顰ニ倣フモノナリ、

(7丁裏)

コレ遊學ト、漫遊トノ如何ト云フコトヲ弁知セサルモノナラン、遊學トハ何ソ、遊トハ、遊於芸ノ遊ニアラス、遊必有方ノ遊ナリ、父母在時、不遠遊、遊必有方、遠遊トハ境ヲ越ヘテ遊フノ謂ナリ、漫遊トハ何ソ、漫々トシテ、水ノ広ク大ヒナルカ如ク、遊行スルナリ、実ハ不善ノ行ナリ、今ハ遊學ト漫遊トヲ混シテ、士タルモノ、文雅風流ノ一事トヲモヘルモノハ、大ヒナル過チナリ、朱子曰、遠遊則去親遠、而為日久、定省曠、而音問疎、不惟己之思親不置、亦恐親之念我不忘也、遊必有方、如己告云、之東則不敢更適西、欲親必知己之所在、而無憂、召己、則必至而

(8丁表)

無失也、范氏曰、子能以父母之必為心、則孝矣、仁齋先生解之曰、人子遠遊、則為日久廢養多、而不能使父母無倚門之憂、故曰、不遠遊、其遊每有定所、而不事漫遊、則無所貽憂、故曰、遊必有方、今ソレ列国諸藩ノ士タルモノ、徒ラニ漫遊シテ、學者知見ヲ広ムルノ一事トシ、父母ノ養ヲ省^{カエリミ}ス、妻子ノ教ヲ顧ス、年月日ヲ亡了シテ、他邦ノ人ト交親スルヲ以テ勤トス、某レノ国某レノ先生ニ謁スト云ヒ、某レノ聞人ヲ訪フト云フヲ以テ口実トス、公然トシテ他邦ノ奇談ヲ談シ、聞人ノ異聞ヲ聞クヲ貴フ、後ニハ某レノ先生、某レノ聞人ノ臧否ヲ論シ、タ、ソノ短所ヲ挙ケテ、長所ヲ知ラス、

前ニ言フ所

(8丁裏)

ノ聖人君子ノ言ヲ畏レス、如此豈ニ父母ノ定省ヲ慎ム事ヲ知ランヤ、近年如此漫遊ノ人最モ多シトス、夫レ士タルモノ、君ニ事ヘ官ニ仕ヘテ、ソノ公事ヲ奉シテ、四方ニ使スル事ハ、コレヲ遊ヒト謂フヘカラス、遊ハ私ノ事ナリ、遊ハイマ仕ヘサルモノ、事ナリ、故ニ遠遊トハ、ソノ国ノ境ヲ越ルノ事ナリ、君子ハ公事ニアラサレハ、他邦ノ人ト交ラス、コレ封建ノ教ナリ、故ニ遊必有方トハ、我カ邦内近遊ノ謂ヒナリ、遠遊ノ謂ヒニアラス、孝子豈ニ父母ノ膝下ヲ離レテ、遠遊スルモノアラシヤ、然リトイヘトモ、亦士タルモノ、道ニ志アツテ、ソノ師ニ事ヘ、ソノ道ヲ求メント欲スル時、

(9丁表)

我カ邦内ニ其人ナキ時ハ、ソノ道ヲ求メ、ソノ志ヲ達スル事能ワスンハ、己ム事ヲ得スシテ、又ソノ境ヲ越ヘテ、遠ク他邦ニ遊學セサル事ヲ得シヤ、此時ニ當ツテ、コレヲソノ国ノ執政大夫ニ乞フテ、ソノ君主ニ以聞シ、先ツ父母アルモノハ、ソノ父母コレヲ許スノ命ヲ承ケテ、官ノ許ス所ニ從ツテ、ソノ命書ヲ奉シ、ソノ関ヲ出テ、ソノ境ヲ越ス、コ、ニ於ヒテ某々ノ邦某々ノ師ニ事フ、コレ乃聖門七十子ノ孔子ニ從ツテ遊ヒ、先王ノ道ヲ學フコレナリ、コレヲ從遊ト云ヒ、游學ト云フ、ソノ師ノ命ニアラサレハ、他邦ニ至ツテ、又他ノ師ニ見ル事能ワス、コレソノ師ハ、ソノ人ノ君ト父トニ代ル

(9丁裏)

モノナレハナリ、七十子ノ孔子ニ事ヘテ、從遊スル、経伝ノ載スル所、コレヲ讀シテコレヲ知ルヘシ、豈ニ余カ言ヲ俟ヤ、漢ノ時、太史公司馬子長^{マシ}ソノ父ノ志ヲ次ヒテ、史記ヲ作ラント欲ス、コ、ニ於ヒテ天下ノ名山大川ヲ跋涉シテ、遂ニ今ノ史記ヲ作レリ、□淺ノ士、ヤ、モスレハ太史公ニ倣ツテ曰、某レノ山ニ登リ、ソレノ海ニ浮ヒ、某レノ都ヲ歴テ、某レノ処ヲ探リ、某レノ人ニ謁スト謂ツテ、遊歴ヲ以テ遊學ト思ヘトモ、コレソノ漫遊タル事ヲ解セス、ソノ文ヲ見レハ、記行遊記ノ一二篇ニ過キス、ソノ詩ヲ見レハ、五七言律絶ノ数十首ニ過キス、賤ヒカナ、今ノ古ノ士タルモ

ノ、

(10丁表)

学タルヤ、太史公ニ擬セント欲スル事、呵々大笑スルニ足ランヤ、我カ医人モ亦近年此徒多フメ、永某カ輩ニ倣ハント欲ス、鄙々碌々タルモノナルカナ、故ニ士タルモノ、マ子シテ、詩ヲ賦シ、文ヲ属シテ、交ヲ他邦ノ文学儒家ニ結フヲ以テ榮トス、我カ本業ヲ第二第三ニシテ、治療ノ一端ヲモ求ムル事ヲ知ラス、ソノ人ヲ見レハ賤医ナリ、ソノ言ヲ聞ケハ聖儒ナリ、ソノ行ヲ見レハ無頼ノ子弟ナリ、陰ニハ利ヲ貧リ、陽ニハ名ヲ求ム、此徒今海内ニ横行シテ、人ノ子ヲ傷フ、勝ケテ嘆スヘキカナ、然リトイヘトモコレハコレ処士或ハ鄙賤農商家ニ生レテ、ソノ家職蓑裘ノ業

(10丁裏)

ヲ継ク事ヲ得スシテ、儒トナリ、医トナリ、不具ニシテ耕耨稼穡、商売交易ノオモナク、医トナリ儒トナルモノナリ、今ソレ君ノ禄ヲ承ケテ、ソノ君主ニ事ヘ、伎ヲ執ツテソノ職ニ奉スルモノ、官ニ乞フテ、ソノ国ヲ辞シ、師ヲ求メ道ヲ学フヲ以テ辞トシテ、或ハ京師、或ハ江戸、或ハ浪華、或ハ列国学問ノ行ル、所ヲ聞ヒテ、強ヒテソノ国ノ文学儒家ノ門ニ入り、又從ツテ贅ヲ執ツテ、弟子ト称シ、或ハソノ国執政ヲ欺ヒテ、他ノ国ノ執政ニ信ヲ通シ、ソノ国学ニ入ル、コレタ、入ルトイヘトモ、亦親シクソノ国学ニ学ヲ受クルニモアラス、又ソノ何ノ志ト云フ事ヲ知ルヘカラ

(11丁表)

ス、面ニソノ人ヲ信スルモノ、マ子シテ、心ニソノ人ヲ薄ンス、ソノ人ニ親炙スルノ名ノミアツテ、ソノ人ノ道トスル所モ亦知ラス、又ソノ人ニ尋問スル事モ亦アル事ナシ、若ソノ国ニ帰ル時ハ、面ニ戴ヒテソレノ先生ノ弟子タルニ誇ル、コレ内ニソノ国ノ官府ヲアナトリ、外ニハ君主ヲ欺クモノアリ、コレヲ聖人ノ道ヲ学フト称スルモノハ何ソヤ、不忠ノ大罪、君主ヲ欺キ偽ルヨリ重キハナシ、コレ世俗ノ所謂ル言語道断ツニアラスヤ、天何ソ此人ヲ罪セサルヤ、今ノ世ニ当ツテ医人最モ此行アルモノ多シ、士タルモノモ亦何ソソレコレヲ察セサルヤ、漫遊ノ人ヲ害スル、又大ヒナラ

(11丁裏)

スヤ、君ノ禄ヲ貧ルノミナラス、ソノ時日月ヲ亡了シ、父兄ノ金銀ヲ費シ貪ルハ穿窬ノ盗ヨリモ甚シ、父母ハソノ子ヲシテ出遊セシムル、ソノ学業ノ成就シテ、国家ノ用ニ立タン事ヲ希ヒ、我カ膝下ヲ離レ去ラシメ、ソノ定省ノ養ヲ缺キ、タ、ニコレノミナラス、音問ノ疎ナレハ、我カ子ノ疾病苦患アラン事ヲ慮^{オモシハカ}リ、日夜片時夢寝ノ間ニモコレヲ思念シ忘ル、時ナク、留滞日久シケレハ、我カ子ノ寒暑衣服ノ厚薄ヲ思念シ、甜キヲ食ヘハ、我カ子ノ霸旅寄寓ノ飲食ノ乏シカラン事ヲ思念シ、楽ム事アレハ、我カ子ト共ニ楽マン事ヲ思念シ、帰日期ヲ愆テハ、

(12丁表)

門閥ニ倚リ、帰ラサレハ、音書音信シハ〜作り、シハ〜出ス、ソノ書ヲ得レハ、悦喜ノ涙潸々タリ、見ルモノヲ視テモ、ソノ子ヲ思念シ、聞クモノヲ聴ヒテモソノ子ヲ思念シ、コレ豈ニ昊天無極ノ恩ナラスヤ、何ヲ以テカコレニ報セン、然ルニ今ノ漫遊ノ士タルモノ、某レノ国ソノ定所ニ居テ、ソノ定所ヨリ、又他ノ邦漫遊ス、コレミナ漫遊是好ムニアラスヤ、慢コレ惰慢ノ慢ナリ、又漫遊モ惰慢ニアラスシテ何ソ、コレ乃汗漫ノ遊ナリ、説林ニ所謂ル盧遨カ見ル所ノ一士ノ遊ナラスヤ、慎ムヘキノミ、子能以父母之心為己心、則孝矣、凡ソ漫遊ノ人、豈コノ心アランヤ、ソノ不孝、ソ

(12丁裏)

レコレヲ何トカ謂ンヤ、若シソレコレヲ思ハ、遠遊遊学ノ子弟タルモノモ、亦日ヲ以テ夜ニ継キ、膏ヲ焚ヤシテ晷ニ及ハサランヤ、異郷遊学ノ一日ハ故園一年ノ思ヲナスヘシ、路費ノ金銀庶品ヨリ、旅寓飲食衣服百爾ノ物、或一張ノ紙、一足ノ履ニ至ルマテ、豈ニ父兄ノ膏油ヲ竭スアラサランヤ、一部ノ書ヲ齎^{モタラ}シ、一時ノ講習モ、亦君主ノ恩賜ニアラサル事ヲ得ンヤ、故ニ遊学ノ士タルモノハ、儒ナルモ、医ナルモ、大禹ノ時陰ヲ思ヒ、我輩ハ分陰ヲ惜マサランヤ、我カ東洞翁日課曰、夫孝者百行之始也、為人子者、不可不勉焉、故父母在、則不遠遊、礼

(13丁表)

也、今生徒去父母数百里、而遊、無乃違礼乎、雖然、不學則不知、不知則不能事父母、以道、修遺體以道、矣故唯為道、則可以免、矣若乃逸樂曠日、忘父母而不學、則奚得免乎、幸而人赦之、天豈不罰之哉、先師ノ言、海内漫遊ノ諸生ノ病ニ鍼砭スルニ足レリ、我門ノ医生、此言ヲ服庸スヘカラサランヤ、況ヤ士タルモノ、コレヲ何トカ謂ンヤ、何ソタ、漫遊ヲノミ好ンテ、君主ノ恩義ヲ棄テ、父兄ノ膏油ヲ竭サンヤ、士タルモノ、漫遊、又慢遊ト何ソ異ナラス、懼ルヘキノ甚シキニアラスヤ、近年我

藩ニ漫遊スルモノヲ見ルニ、多クハソノ師トスル所ノ学業道德ノアル所モ知ラス、一二月モソノ門ニ謁ス

(13丁裏)

レハ、早く己ニソノ師タル人ニ告フシテ、或ハ長崎、或ハ五家、或ハ薩州ニ漫遊シテ、夷蛮琉球ノ風ヲ觀ルト称シ、或ハ華容筆語唱和スト辞シテ、タ、ソノ風土山水或ハソノ人物ト交ヲ結ンテ、多クノ日数ヲ曠フス、而後又我藩ニ再ヒ来リテ、ソノ師タル人ノ門ニ時々出入来往シテ、徒遊ノ名ヲ全セント欲ス、余久シクソノ人ヲ見、多クハソノ人ニ対スルニ、一モソノ益ヲ得ル人アル事ヲ知ラス、実ニコレ汗漫タル逸遊ナラスヤ、凡ソ遊学ノ士、ソノ師ニ事フル事一二年モ過クル時ハ、ソノ師タル人ノ学意ノアル所ヲ学ヒ得ン、ソノ学風ノ旨趣モ亦会得スル事アラン、コレ日夜研覃ノ人ニアルノミ、然ラ

(14丁表)

サルニ、早く己ニ夷蛮琉球、或ハ華人ノ風ヲ觀ン事ヲ先トスルモノハ、矛楯トイハサルヘケンヤ、若或ハ学業大氏ニソノ旨趣ヲ会得セハ、異方ノ人ヲ見、異方ノ事ヲ聞クモ、亦益ナキニアラス、然リトイヘトモ遊学ノ士タルモノ、忠ト孝ト、何レノ処ニアリト云フ事ヲ察スヘキノミ、余嘗テコレヲ漫遊ノ人ノ言ニ聞キ、射義曰、男子生、桑弧蓬矢六、以射天地四方、天地四方者、男子之所有事也、此言ヲ以テ口実トナシテ、諸方ヲ遊歴シテ、男子四方ノ志ト云フ、コレ大ヒニ經文ヲ誤リ解スルモノナリ、挙ケテ論スルニ足ラストイヘトモ、

コレ言フ心ハ、丈夫方仕、而有事、則天地四方、皆

(14丁裏)

所不避トアリテ、漫遊遊学ノ謂ヒニアラス、人ノ子トシテ、イマタ仕ヘサルノ時、天地四方ニ事アル事アランヤ、コレラ遠遊ノコト、謂フヘカラス、凡ソ遊トハ、私ノ事ナリ、故ニ近遊ト云、臣タルモノ、ソノ君ノ為メニ、四方ニ使ス、コレ有事ナリ、コレラ遊ト謂フヘカラス、コレ公事ナリ、豈ニソレ境内ヲ越ヘ、他国ニ遊ハンヤ、コレ父母在セハナリ、ソノ師モ亦君ノ命スル所ナリ、郷ニ学アリ、国ニ校アリ、コレソノ師ノ在ル所ナリ、豈ニコレヲ他国ニ求ンヤ、若ソレ国ソノ人ナキ時ハ、父母ニ乞ヒ、君主ニ請フテ、ソノ師ヲ他国ニ求メ、コレニ就ヒテ親炙シ、ソノ道ヲ学フ、コレ聖人ノ道ナリ、聖人

(15丁表)

ノ道ヲ学ヒント欲シテ、聖人ノ教ニ叛ク、聖門ノ大罪人ナリ、君子ノ林ニ立タシムヘカラス、ミナコレ經文ノ旨ヲ得サルノ致ス所ナリ、嘆スヘキカナ、近年又列国諸侯ノ士タルモノ、及ヒ医タルモノ、前ニ言フカ如ク、父母アルモノハ、先ツ父母ニ命セラレ君主ニ請フテ、ソノ政府ノ券書ヲ願ヒ、ソノ書上ニ某レノ国ノ某レノ人ニ從学シ、某レノ学ニ入り、某レノ学業ヲ受ケ、某レノ人ノ弟子門人タラン事ヲ乞ヒ、ソノ政府執政ヨリ、某レノ国ノ執政ニ刺ヲ通シ、信ヲ證シテ、書翰往来シテ後兩藩ノ命ヲ奉シテ、某々ノ師家ニ入門シ、某レノ学官ニ班□ヲ赦サレテ、某々ノ弟子門人

(15丁裏)

ト称スレトモ、今ソレコレヲ見ルニ、ソノ学意門風ノ同シカラサルヲ以テ、又敢テソノ師家ニ親炙隨身スルニモアラス、如此ハ某レノ藩ニ留滞日久トイヘトモ、兩藩ノ命ヲ奉スルノ名ノミアツテ、又ソノ実事ナク、又某レノ藩ヨリ、某藩ニ漫遊シテ、唯山水土地ノ異ナルヲ賞味シ、或ハ詩、或ハ遊記、或ハ紀行、コレハコレ文雅風流又憎ムヘキニハアラサレトモ、兩藩ノ府命ヲ如何セン、数多ノ時日ヲ亡了シテ、コレモ亦学門ノ一端ト云フ時ハ、又コレヲ如何トモスル事ナキノミ、兩藩ノ命ヲ奉シテ、聖人ノ道ヲ求ムルニ至ツテハ、コレヲ

何トカ謂ハンヤ、凡君ノソノ臣ニ命シテ、遊

(16丁表)

学セシムルモノハ、苟モ学成ル時ハ、国家ノ政事ニ預カラシメントナリ、然ルニ今某レノ藩留滞スルマ子シテ、又他ノ藩ニ往来スルモノハ、コレモ又漫遊ナリ、且ツ某レノ本藩遊学ノ命アルモノハ、某レノ藩ニ遊学スルノ命ナラン、然ルニ某レノ藩ヨリ、又他ノ藩ニ漫遊スル時ハ、必スソノ兩藩ノ関門ノ出入、豈ニコレソノ本藩ノ府命ノ券書アラシヤ、然サレハコレ兩藩ノ関門ヲ偽リ通ルモノナリ、若偽リ通ルモノハ、必関門ノ吏ヲ欺カサル事ナカラシヤ、若又関門ノ吏ヲ欺キ通ルモノハ、コレ盜賊ノ事業ナリ、ソレ本藩ノ君命ヲ奉スルノ道ナランヤ、ソ

(16丁裏)

レソノ父母ノ命ヲ如何セン、コレヲ忠トスルカ、又コレヲ孝トスルカ、コレ名ハ聖人孝悌忠信ノ道ヲ学フノ名ニシテ、行ハ盜賊ノ行ナリ、名行一ナラス、士タルモノソレコレヲ思ヘ、余所謂、穿窬ノ盜ヨリモ甚シカラシヤ、嗚呼、漫遊ノ人ノ子ヲ傷害スル、又恐懼スヘキノ甚シキモノナリ、道ニ志アルモノ、請ソレコレヲ思ヘ、然レトモ亦漫遊モ亦ソノ人ニアルノミ、若我カ学業ニ益アラハ、コレモ亦憎ムヘキニアラス、余多年漫遊ノ人ヲ見ルニ、一人モソノ学業ノ成就シ、ソノ身ヲ立テタルモノヲ知ラス、我カ亡友永某ナルモノ、父子ノ生涯ヲ以テコレヲ鑑ルヘシ、或人コレヲ

(17丁表)

難シテ曰、永某ナルモノハ、子カ心交ノ親友ナルニ、今子彼人ノ短ヲ挙ケテ、死後ノ名ヲ亡ホスモノハ、君子ノ行ニアラサルヘシ、余曰、孔子ノ聖トイヘトモ、当時ノ人不善ヲ挙ケ玉フ事(結)、論語ニモマ、コレアリ、苟モコレヲ挙ケテ、国君及門人ニ示シ訓ヘ玉フ事多シ、今海内漫遊ノ士、及ヒ医人ノ官ニアルモノ、永某カ跡ヲ蹈ンテ、コレニ倣フモノ多、我カ

藩ニモソノ人ナキニアラス、近年他藩漫遊ノ人、我カ門ニ来リ見シ事ヲ請フモノ、一年数十人ニ下ラス、数十年来ソノ人ヲ見ルニ、ソノ人遂ニソノ学ヲ成シ、ソノ業ヲ就シ、ソノ身ヲ立テタル

(17丁裏)

モノヲ聞カス、況ヤ国家ノ用ニ立チタルモノアラシヤ、コレヲ無頼ノ子弟ト謂ンモ、亦不可ナランヤ、故ニ余近頃如此人ニコリテ、ソノ人ニ見ユル事ヲ辞シテ、敢テ面セス、物産者流画工ノ人ニ論ナシ、国家ニ乞ヒ漫遊遊学ノ名ヲ儉ンテ、君父ノ命ヲ欺キ偽ルモノヲ悪ム、コレ所謂ル紫ノ朱ヲ奪フモノカ、余常ニ恐ル余カ子弟門人ノ学業未熟ニシテ、漫遊ノ人ノ為メニ欺レン事ヲ、今コ、ニ国字ヲ以テコレヲ記シテ、少年未熟ノ人ニ贈ル

文化六年己巳暮春於原診館謄写之

荒木蔵（蔵書印「荒木蔵書」）

“Manyusetu”, by Tinju Murai

Noriko MATSUZAKI

Kumamoto University Medical Department Alumni Association “Yukyokai”

Tinju (Kinzan) Murai was a leading physician of the Todo Yosimasu group. He laid the foundations of the Kumamoto clan medical school with his father (Kenboku) in 1756. Later he was evaluated from the world for his medical education achievements, and he became a follower of the daimyo of Kumamoto.

He wrote “Manyu (the medical training in another clan), setu (the opinion)” for the medical training of his disciples in 1815. When he wrote “Manyusetu”, he showed the precedent of Dokusyoan Nagatomi. Dokusyoan implemented “Manyu”, and he became a prominent physician. But he died young, unfortunately, and his family became unhappy

Tinju demanded medical training prudently, based on the experience of Dokusyoan.

Key words: Tinju (Kinzan), Murai, Dokusyoan, Nagatomi, “Manyu”, Kumamoto clan medical training